

## 第1 審査会の結論

- 1 広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書のうち、「砂防設備概要図に『BOXカルバート』と表示されている地点（以下「本件地点」という。）に関して、BOXカルバートにしたことがやむを得なかった理由及び本件地点のBOXカルバートに付加した管理部分の状況について記載された文書」について、不存在であること理由に不開示とした決定は、これを取り消し、対象となる文書を特定した上で、改めて開示可否を決定すべきである。
- 2 実施機関が本件異議申立ての対象となった行政文書のうち、「現実にはBOXカルバート方式を採用しているにもかかわらず、砂防設備概要図に記載していない場合、その理由が分かる文書」について、不存在であること理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成20年4月1日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、東広島地域事務所（竹原支局を含む。）、尾三地域事務所及び呉地域事務所を除く各地域事務所が管轄する砂防指定地内河川（以下「砂防河川」という。）の全てにおける本件地点に関する次の（1）及び（2）に掲げる文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- （1）「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準」の「暗渠」の項目に明記されている「止むを得ず使用する場合には、下図の基準に基づき管理部分を付加するものとする。」という条件に従って、本件地点をBOXカルバートにしたことがやむを得なかった理由について記載されている文書（以下「本件請求文書1」という。）及び本件地点のBOXカルバートに付加した管理部分の状況（幅や高さの数値を含む。）について記載されている文書（以下「本件請求文書2」という。）
- （2）現実にはBOXカルバート方式を採用しているにもかかわらず、砂防設備概要図に記載していない場合は、その記載していない理由が分かる文書（以下「本件請求文書3」といい、本件請求文書1から本件請求文書3までを「本件請求文書」と総称する。）

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、当時の広島地域事務所建設局廿日市支局（以下「廿日市支局」という。）管内においては、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在であること理由に不開示とした決定（以下本件請求文書1及び本件請求文書2に係る決定を「本件処分1」といい、本件請求文書3に係る決定を「本件処分2」

といい、本件処分1及び本件処分2を「本件処分」と総称する。)を行い、それぞれ平成20年4月16日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成20年4月29日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、行政文書開示請求書で請求した内容の文書を隠匿する目的で強行された不当な処分である。

廿日市支局管内の地理的条件などを勘案すると、BOXカルバートが全く存在していないとは考えられず、実施機関は、「作成又は取得していない」という虚偽の理由をもって隠匿しようとして画策したものであるという疑義がある。

理由説明書によれば、「砂防設備概要図に『BOXカルバート』と表示されている地点に係るものに限定されている。」「(中略)その中で『BOXカルバート』と表示されている箇所を検索した結果、存在しなかった。『BOXカルバート』と表示されている箇所が存在しないのであるから、採用したことがやむを得なかった理由及び付加した管理部分の状況が記載された文書は存在しない。」と記述し、さらに、「なお、現実には、BOXカルバート方式を採用しているにもかかわらず砂防設備概要図に記載していない場合の記載していない理由が分かる文書については、砂防設備概要図の作成に当たり、このような文書を作成することにはなっていないため、保有していない。」と説明している。

しかし、これらの説明は、開示請求の対象とした文書を一方的に限定し、かつ、自らの砂防行政の失態と職務怠慢の事実を隠匿したいという意思の下に強行した不当な処分をうやむやにするものであることから、適正に開示するよう強く要求する。

「BOXカルバート方式」を選択することは極めて例外的な取扱いであるにもかかわらず、当該方式にした根拠そのものを隠匿したことに抗議するとともに、開示請求の対象とした当該方式にしたことがやむを得なかった理由について記載されている文書及び砂防設備概要図に記載していない理由が分かる文書を適正に開示するよう要求する。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、次のとおりである。

本件請求では、「砂防設備概要図」に「BOXカルバート」と表示されている地点に係るものに限定されている。

廿日市支局で「砂防設備概要図」を検索した結果、平成18年3月、平成19年3月及び平成20年3月に廿日市支局が作成した砂防設備台帳補助資料の中の「砂防設備概要図」であると考えられるため、これを特定した。

次に、その中で「BOXカルバート」と表示されている箇所を探索した結果、存在しなかった。

「BOXカルバート」と表示されている箇所が存在しないのであるから、採用したことが止むを得なかった理由及び付加した管理部分の状況が記載された文書は存在しない。

なお、現実にはBOXカルバート方式を採用しているにもかかわらず、砂防設備概要図に記載していない場合の、記載していない理由が分かる文書については、砂防設備概要図の作成に当たり、このような文書を作成することにはなっていないため、保有していない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、各地域事務所が管轄する地域の砂防河川について、砂防設備の管理のために作成される「砂防設備概要図」に「BOXカルバート」と記載されている本件地点に関して、当該地点に設置されているBOXカルバートに係る本件請求文書1及び本件請求文書2の開示を、現実にはBOXカルバートが存在しているにもかかわらず、砂防設備概要図に記載されていない場合には、本件請求文書3の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、廿日市支局管内にBOXカルバートが存在していないとは考えられず、本件処分は、開示請求の対象とした文書を一方的に限定した不当なものであるとして、本件請求文書を適正に開示するよう求めていることから、以下、その存否について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 本件処分1について

本件処分1について、異議申立人は、廿日市支局管内の地理的条件などを勘案するとBOXカルバートが全く存在していないとは考えられない旨主張していることから、実施機関に確認したところ、廿日市支局管内に設備としてのボックスカルバートは存在するという。

そこで、それらのボックスカルバートについて、廿日市支局が作成した砂防設備概要図に記載されていない理由を確認したところ、管内に存在するボックス

スカルバートの全てが砂防設備概要図に記載されている訳ではないものの、一部のボックスカルバートについては砂防設備概要図に記載されており、それは、(アルファベット表記の)「BOXカルバート」ではなく、(カタカナ表記の)「ボックスカルバート」と表示してあるということであった。

この点について、実施機関に確認したところ、本件請求の開示請求書には、「BOXカルバート」と記載されていたことから、文字の表記どおり捉え、「ボックスカルバート」と表示されている地点については、本件請求の対象ではないと考えた旨説明する。

念のため、実施機関に、廿日市支局を含む各地域事務所建設局における「BOXカルバート」と「ボックスカルバート」の表記の相違点を確認したところ、構造物・工作物としての違いはないということであった。そして、「BOXカルバート」と「ボックスカルバート」の表記方法についても特に決まりはないということであり、廿日市支局以外の地域事務所建設局においては、砂防設備概要図に「BOXカルバート」と記載しているところもあるということであった。

そうすると、本件請求において、開示請求者が(アルファベット表記の)「BOXカルバート」と表示されている地点についてのみを本件地点と考えていると捉えるのは、開示請求の対象を狭く解しすぎていると言わざるを得ない。

よって、実施機関は、廿日市支局管内の砂防設備概要図において「ボックスカルバート」と記載されている地点を含め、当該ボックスカルバートに関する文書を検索し、本件請求文書1及び本件請求文書2に該当する文書の有無を確認した上で、改めて開示可否を決定すべきである。

## (2) 本件処分2について

本件処分2について、実施機関は、砂防設備概要図を作成する際、本件請求文書3に該当する文書を作成することになっていないため、保有していない旨説明する。

当審査会において、実施機関に対し、現実にはBOXカルバート方式を採用しているにもかかわらず、砂防設備概要図に記載されていない場合について確認したところ、砂防設備概要図は、実施機関が定める「砂防設備台帳作成要領」に基づいて作成する図面であり、この概要図1枚で、砂防河川内の砂防設備の位置、主要諸元、設備状況等の全体像が把握できるようにするものということであった。そして、砂防設備概要図の作成に当たっては、現地調査も行うこととされていることから、砂防設備概要図作成業務の受託業者による現地調査の結果、対象の砂防河川にBOXカルバートが存在する場合、受託業者によって砂防設備台帳にないBOXカルバートが当該概要図に記載されることがあるということであった。

砂防設備台帳に記載されていないBOXカルバートとは、どのようなものか実施機関に確認したところ、砂防指定地内砂防設備占用(制限行為)許可を受けて砂防河川に設置されたものなどが考えられるが、これらは砂防設備ではないことから、砂防設備を管理するために作成する砂防設備概要図に記載されて

いないことについて、その理由を特に整理する必要はないということであった。

この実施機関の説明に不合理な点は認められないから、実施機関が、本件請求文書3に該当する文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする本件処分2を行ったことは妥当である。

### **3 異議申立人のその他の主張について**

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 5. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問を受けた。</li> </ul>
20. 6. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。</li> </ul>
20. 7. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関から理由説明書を収受した。</li> </ul>
20. 7. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。</li> <li>・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。</li> </ul>
21. 6. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議申立人から意見書を収受した。</li> </ul>
30. 12. 21 (平成30年度第9回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>
31. 1. 28 (平成30年度第10回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った。</li> </ul>

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授